

令和2年度農作業安全推進研修実施要領

1 目的

近年増加している農作業事故に対応するため、農作業安全を推進する立場の農業者等を対象に農作業安全意識の向上や正しい操作方法の習得により農作業安全の推進を図る。

2 開催日時

令和2年8月27日（木）午前9時15分～午後3時30分

3 開催場所

長野県農業大学校 研修部
〒384-0807 小諸市大字山浦4857の1
TEL 0267-22-0214
FAX 0267-22-0241

4 研修内容

農作業安全の基礎知識や農業機械の安全な操作方法を習得するための講義及び実習を行う。

5 講師

講師は農業大学校の職員及び外部の講師があたるものとする。

6 定員

講義については40名
実技については15名とし、定員になりしだい締め切る。

7 研修日程

9:00	9:15	9:30	12:00	13:00	15:00
受付	開講式 オリエンテーション	[講] 各機械操作の安全のための 基礎知識・技術 ・安全装置についての知識 ・事故事例に学ぶ対策 その他	昼 食	[実] ・実際の安全点検 ・安全操作のポイント ・その他 片付け	閉講式

8 受講資格

農業法人・農家等の作業安全に関わる者、市町村、JA、営農支援センター、農業改良普及センターなど農作業安全を推進する立場にある者（なりうる者）

- ・実技については普通自動車以上の免許証所有者とする
- ・実技で使用する機種によっては、大型特殊（農耕車限定可）の免許証所有者に限る場合がある。

9 受講申込書等の提出期日

- ・受講希望者は、電話により空き状況を確認し予約するとともに、研修開始21日前までに、農作業安全推進研修申込書（様式第5号）を長野県農業大学校研修部へ、郵送又はFAXにより提出する。
- ・受講申込書は、農業改良普及センターで配布するほか、農業大学校ホームページからダウンロードすることも可能である。
- ・定員に達ししだい募集を締め切るため、必ず申込書類を提出する前に、電話で申込状況の確認をすること。

10 受講の許可通知

受講を許可する者には研修開始5日前までに、「受講通知」及び「研修受講の留意事項」を記した通知を発送する。

11 研修費用

研修日の受付時に現金で納入する。

- | | |
|-------------|-----------------|
| (1) 受講料 | 1,000円 |
| (2) 研修損害保険料 | 100円 (必要に応じて納入) |
| (3) 研修雑費 | 50円 |

12 持参品

運転免許証、眼鏡等 (条件付者)、筆記用具、作業衣、作業靴、雨具等

(様式5号)

農作業安全推進研修受講申込書

年 月 日

長野県農業大学校長 様

住 所 (〒)

氏 名 ⑩

長野県農業大学校において実施される、農作業安全推進研修に下記により申し込みます。
なお、研修受講に当たっては、研修受講の留意事項に従います。

記

1 研修日

研 修 日	月 日
-------	-----

2 受講者

(フリガナ) 氏 名		性別		年齢		職業	
携帯番号				緊急連絡先			

※緊急時にご家族等に連絡できる電話番号等記入ください。

3 現有運転免許証の有無

運転免許証の種類 (所有運転免許証に○をする)	・大型 ・普通 ・中型 ・大型特殊 ・大型特殊(農耕車) ・けん引(農耕車)
----------------------------	--

研修受講の留意事項

I 農業機械利用技能研修

- 1 平成26年6月1日からの改正道路交通法の施行に伴い、「改正道路交通法の施行に伴う大特及びけん引免許取得研修の留意点について」を確認すること。
- 2 研修経費の納入については、研修初日の受付時に現金で納入する（おつりのないようにご協力ください）。
- 3 宿泊を希望された方で食物アレルギーがある場合は研修開始7日前までに連絡すること。
- 4 受講できなくなった場合は、速やかに連絡すること。開始日直前の場合はキャンセル料が発生する。
- 5 持参品
 - (1) 運転免許証、眼鏡等（条件付者）：忘れた場合は運転免許試験の受験はできません。
 - (2) 筆記用具（黒ボールペン）、雨具、長靴、寝巻（宿泊者）、防寒着、日用品等
 - (3) 作業着：必ず長袖の作業着を持参してください。受験時の服装は、長袖の作業着となります。
 - (4) 宿泊者は、研修期間中に必要と思われる日用品。
 - (5) 通いの方は昼食（周辺に食堂、コンビニエンスストアはありません）。
- 6 その他
 - (1) 適性試験不合格の者は運転免許試験の受験はできない。
免許試験にあたっては、視力の適正試験を行う。
 - ア 大特（農耕車）

両眼で0.7以上かつ1眼でそれぞれ0.3以上あること。
ただし、1眼の視力が0.3に満たない者、若しくは1眼が見えない者については、他眼の視野（左右）が150度以上で、視力が0.7以上あること。
 - イ けん引（農耕車）

視力両眼で0.8以上かつ1眼でそれぞれ0.5以上、深視力三桿法、奥行知覚検査器により3回検査し、その平均誤差が2cm以下であること。
上記視力以下の場合は、眼鏡等を使用すること。
※視力に不安のある者は事前に検査をし、眼鏡等を適正なものにしておくこと。
 - (2) 免許、取り消し処分中の者は、運転免許試験の受験はできない。
 - (3) 事前に道路交通法及び関連法規を十分理解しておくこと。
 - (4) 通いで受講する場合、事故等については一切責任を負わない。

II 上記以外の農業機械研修

- 1 持参品
 - (1) 運転免許証、筆記用具、眼鏡等（条件付者）、作業衣、作業靴、作業用手袋、長靴、雨具等
 - (2) 昼食（周辺に食堂、コンビニエンスストアはありません）。
- 2 その他
 - (1) 欠席する場合は、研修日の7日前までに連絡をすること。
 - (2) 事故等については一切責任を負わない。